

静岡県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、静岡県建設工事検査要領第12条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況（契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況）に関する各種の記録（工事打合せ記録及び工事写真等を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び全般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

【土木工事、農林土木工事】

(1) 施工体制

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している ・監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている 	施工プロセスのチェックリスト
監理技術者 (主任技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の内容 ・総合評価方式の入札における配置予定技術者、通知による主任(監理)技術者、施工体制台帳に記載された監理(主任)技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である ・現場に常駐している ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている 	資格者証、施工体制台帳、主任技術者等通知書、施工プロセスのチェックリスト
専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者を選任し、配置している 	施工プロセスのチェックリスト、施工体制台帳
作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している 	施工プロセスのチェックリスト
施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した ・下請契約書(写)及び再下請負通知書を添付している ・下請負金額を記入している 	施工体制台帳、施工プロセスのチェックリスト、臨場
施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している 	施工体系図、施工プロセスのチェックリスト、臨場
建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理(主任)技術者等を正しく記載している 	施工プロセスのチェックリスト、臨場
下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている ・下請負者が静岡県入札参加資格者である場合には、指名停止期間中ではない 	施工体制台帳、施工プロセスのチェックリストほか

(2)施工状況

ア 契約書等の履行状況

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果、照査への対応	照査関係資料
施工計画書	・提出時期(工事着手前) ・施工計画書記載内容	施工計画書、施工プロセスのチェックリスト
工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事について、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きそれぞれ10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請する	施工プロセスのチェックリスト
工事用地等の使用	・工事用地等の確保、用地境界、使用条件等	関係資料、臨場等
工事の着手	・工事の開始期日以降30日以内に着手	工事記録簿、施工プロセスのチェックリスト
工事の一時中止	・中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出	関係資料
工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議書の提出	工期延長協議書
支給材料及び貸与品	・受領手続きが適正か ・支給品精算書の提出	要求書、支給品精算書、施工プロセスのチェックリスト
工事現場発生品	・現場発生品の引渡	現場発生品届
建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合(設計図書に明示がない場合)の監督員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの提示 ・再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)を施工計画書に含め提出	施工プロセスのチェックリスト、マニフェスト、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)
一部完成、出来形確認請求	・出来形確認請求書等の提出	出来形確認請求書等
施工管理	・出来形・品質管理の記録及び関係書類の提出 ・出来形・品質管理基準が定められていない工種についての協議	管理関係資料 協議書
工事履行状況	・工事記録簿の提示	工事記録簿
爆発及び火災の防止	・関係官公庁の指導についての提示	関係資料
事故報告書	・監督員への通報及び事故報告書の提出	工事事務報告書
官公庁等への手続等	・官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき関係資料の提示 ・地元関係者との交渉内容等の記録と報告	関係資料

施工時期及び施工時間の変更	・官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督員が把握していない作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督員へ提出	休日・夜間作業届
保険の付保及び事故の補償	・建設業退職金共済制度等への加入の促進	建退共掛金収納書
請負代金内訳書	・契約担当者から請求があった場合、契約担当者への提出	請負代金内訳書
工程表	・工程表の提出(契約締結後10日以内)	工程表
監督員による検査(確認を含む)及び立会等	・立会願の事前提出 ・施工段階における段階確認の適正な実施	段階確認・立会願、施工プロセスのチェックリスト
数量の算出	・出来形数量の提出	出来形数量の算出資料
品質証明	・品質証明員の氏名、資格、経験及び経歴書 ・品質証明書の提出	品質証明員通知書、経歴書、品質証明書
材料の品質管理	・建設材料の品質管理関係資料の提出	材料の品質管理関係資料

イ 工程管理

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	工程表、工事記録簿

ウ 安全管理

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止協議会の活動状況(KY、TBM、安全巡視) ・安全訓練の実施状況(及び社内安全巡視状況) ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設設置状況 ・仮設工、足場等点検記録 ・重機等点検記録 	議事録、活動状況写真 安全・訓練等の実施記録 指導記録写真等 写真 仮設工、足場等点検記録 重機等点検記録

エ 工事施工状況

施工計画書記載内容

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
工事概要		施工計画書
計画工程表	・計画工程、施工順序は適切か	施工計画書
現場組織表	・現場代理人、主任(監理)技術者、各管理担当(工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等)が適切に配置されているか	施工計画書
指定機械(使用機械)	・設計図書により指定された建設機械に適合しているか	施工計画書
主要船舶・機械	・主要船舶・機械の規格及び確認方法が適切か	施工計画書
主要資材	・品名、規格及び確認方法(承諾、カタログ等)が適切か	施工計画書
施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	・契約図書(技術提案等も含む)で指定された工法、対策となっているか	施工計画書
施工管理計画	・出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	施工計画書
段階確認	・工程、確認事項、予定時期、予定測点、回数は適切か	施工計画書
安全管理	・安全訓練実施計画は適切か	施工計画書
緊急時の体制及び対応	・緊急時の連絡体制は適切か ・緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	施工計画書
交通管理	・過積載による違法運行の防止体制は適切か ・交通整理員配置計画は適切か ・現道工事における安全施設配置は適切か ・工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	施工計画書
環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	施工計画書
現場作業環境の整備	・現場事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・地域周辺行事への積極的参加	施工計画書
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	・建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか	施工計画書、再生資源利用計画書(実施書) 再生資源利用促進計画書(実施書)
創意工夫等	・施工計画書等に記載があるか	施工計画書
その他	・技術提案事項の実施計画は適切か	施工計画書

施工計画書記載内容の実施状況

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・2次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
施工方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真、関係資料
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真、関係資料
段階確認	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な実施 	写真、関係資料
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚染等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処理 ・建設廃棄物の適切な処理 ・再生資源利用の適切な処置 	写真、関係資料 マニフェスト、写真、関係資料
現場作業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	写真、臨場 写真
書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置(区分、時期、内容) ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 	関係資料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案事項の履行状況 	関係資料

別表第2(第4条関係) 出来形の検査(土木工事)

出来形検査の実施基準

1 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、土木工事施工管理基準の測定基準に記された頻度の20~40%の範囲で設定したものである。よって、検査頻度は、現地状況・工事規模等を勘案して、監督員による段階確認及び検査員による検査が下表に示す検査頻度に達していることを原則とする。

ただし、土木工事共通仕様書第3編 1-1-6(監督員による検査(確認を含む)及び立会い等)第7項により、臨場を机上とすることができる。

2 検査方法について

1) 可視部分: 可視部分については、出来形管理図表及び写真等により資料検査のうえ、下表に示す検査頻度で実施検査を行うことを原則とする。施工延長とは、施工延べ延長をいう。

2) 不可視部分: 不可視部分については、段階確認対象工程においては、監督員が行った段階確認資料を確認のうえ、出来形管理図表、写真等により検査を行うものとする。

なお、出来型の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

3 可否の判定

いずれの値も規格値を満足していれば合格とする。

社内規格値を設定している場合、社内規格値を外れたときには是正措置を行う必要がある。

第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
1	2	3	2		掘削工(切土工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	3	3		盛土工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	3	4		盛土補強工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	3	5		整形仕上げ工(盛土工)	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	3	6		天端敷砂利工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	4	2		掘削工(切土工)	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	4	3		路体盛土工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
			4		路床盛土工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
1	2	4	5		法面整形工(盛土工)	〃	〃	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
1	3	7	4		鉄筋の組立て	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: 本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶり厚は、コンクリート標準示方書(設計編9.2)参照	

第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	3	4		矢板工指定仮設・任意仮設は除く(鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
3	2	3	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
								枠延べ延長500mにつき1箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
								1施工箇所毎	
3	2	3	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	3	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
								施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
								1施工箇所毎	
3	2	3	7	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
								1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	3	7		植生工 (厚層基材吹付工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満 は2箇所をせん孔により測定。	
3	2	3	8			〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
3	2	3	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	9		小型標識工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止 柵) (車止めポスト)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	〃	〃	m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以内のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
						〃	〃	延長、取付高さは、検査員の指示により 適宜実施。	
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブ ル)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	12		区画線工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	1	鋼桁製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	2	鋼桁製作工 (仮組立による検 査を実施しない 場合)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	3	鋼桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	15		工場塗装	〃	〃	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
3	2	3	16		コンクリート面塗 装工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
3	2	4	3	1	法留基礎工 (現場打)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
				2	(プレキャスト)	〃	〃		

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	5		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	6		深礎工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張) 緑化ブロック工 石積(張)工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
				4					
				5					
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
3	2	6	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	2	6	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	2	6	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	7	2		路床安定処理工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	7	3		置換工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長50mにつき、1測点当たり5点以上測定する。	
						〃	〃	(w)(L)は施工延長200mにつき1箇所、施工延長400m以下のものは1施工箇所につき3箇所。(L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。	
3	2	7	5		パイルネット工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1回測定する。杭については、当該杭の項目に準ずる。	
3	2	7	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所測定。	
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌工) (生石灰パイル工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上。 偏位は施工延長100m(測点25mの場合は125m)に1箇所。(任意仮設は除く)	
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	〃	〃	施工延長250mにつき1箇所(任意仮設は除く)。	
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	〃	〃	施工延長250mにつき1箇所(任意仮設は除く)。	
3	2	10	9		連続地中壁工 (壁式)	〃	〃	基準高は、施工延長200mごとに、変位は施工延長100mごとに測定する。	
3	2	10	10		連続地中壁工 (柱列式)	〃	〃	基準高は、施工延長200mごとに、変位は施工延長100mごとに測定する。	

第6編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	3	3	1	法留基礎工 (現場打)	共通仕様書施工 管理基準の測定	共通仕様書施工 管理基準の規格	施工延長200m(測点50mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200mにつ き2箇所以上。	
6	1	3	4		矢板工〔指定仮 設・任意仮設は除 く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢 板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板) 矢板工〔指定仮 設・任意仮設は除 く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢 板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所 以上(施工延長200m以下のものは2箇所 以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	1	4	3	1	笠コンクリート工 (現場打)	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につ き2箇所以上。	
6	1	4	4		矢板工〔指定仮 設・任意仮設は除 く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢 板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所 以上(施工延長200m以下のものは2箇所 以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	1	5	3	1	コンクリートブロッ ク工 (コンクリートブロッ ク積) (コンクリートブロッ ク張)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につ き2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの 測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	3	2	コンクリートブロッ ク工 (連節ブロック張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につ き2箇所以上。	
6	1	5	3	3	コンクリートブロッ ク工 (天端保護ブロッ ク)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は 250m)以下のものは、1施工箇所につ き2箇所以上。	
6	1	5	4		護岸付属物工 (横帯コンクリート) (縦帯コンクリート) (小口止工) (巻コンクリート)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	5	5		緑化ブロック工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	6	1	環境護岸ブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	6	2	環境護岸ブロック工 (連節ブロック張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	6	3	環境護岸ブロック工 (天端保護ブロック)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	7		石張り・石積み工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	8	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長100m(又は125m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	枠延べ延長500mにつき1箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	1	5	8	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	〃	〃	施工延長100m(測点25mの場合は125m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	〃	〃	施工延長100m(測点25mの場合は125m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	10		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	5	11	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は250 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇 所以上。	
6	1	5	11	2	植生工 (厚層基材吹付 工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未 満は2箇所をせん孔により測定。	
								施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m(又は250 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇 所以上。	
								1施工箇所毎	
6	1	5	12		覆土工	"	"		
6	1	5	13	1	かご工 (じゃかご)	"	"	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長200m(又は250 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇 所以上。	
6	1	5	13	2	かご工 (ふとんかご) (かご枠)	"	"	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長200m(又は250 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇 所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	5	13	3	羽口工 (連節ブロック張 り)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	1	6	3		コンクリート擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	6	4		プレキャスト擁壁 工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	7	3		根固めブロック工 (十字ブロック) (カーテンブロ ック) (異形ブロック)	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック豆 板・欠の合否の 判定 ①豆板の面積 が10×10cm以 内、深さが5cm 以内であるこ と。 ②ブロックの据 付操作中の 「欠」が最大径 10cm、深さが5 cm以内で、その 数はブロック1 個に1箇所以 内とする。
								施工延長200mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2箇 所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	7	5		沈床工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	7	6		捨石工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	7	7	1	かご工 (じゃかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	7	7	2	かご工 (ふとんかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	3		沈床工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	8	4		捨石工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	8	5	1	かご工 (じゃかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	5	2	かご工 (ふとんかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	8		杭出し水制工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	9	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こし又 はコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	コア採取につ いて ・橋面舗装等で コアの採取 により床版等 に損傷を与え る恐れがある 場合は、他の 方法によること が出来る。
6	1	9	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置でコアを採 取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置のコアを採 取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置でコアを採 取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。平坦性は資 料検査とする。	
6	1	9	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇 所以上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とし、基準高は道路中心線及びそ の端部で測定する。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とす る、横断方向に8分割した任意の位置を 掘起こしして測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こしし て測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セ メント・瀝青)瀝青) 安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こし又 はコアを採取して測定する。面積300㎡ 以下のものについては、出来形管理表に より検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	1	9	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇 所以上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とし、基準高は道路中心線及びそ の端部で測定する。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とす る、横断方向に8分割した任意の位置を 掘起こして測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こしし て測定する。面積300㎡以下のものについ ては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝 青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こし又 はコアーを採取して測定する 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置でコアーを採 取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置でコアーを採 取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇 所以上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とし、基準高は道路中心線及びそ の端部で測定する。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とす る、横断方向に8分割した任意の位置を 掘起こして測定する。面積300㎡以下の ものについては、出来形管理表により検 査を行う。	
6	1	9	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方 向に8分割した任意の位置を掘起こしし て測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝 青)安定処理工	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断 方向に8分割した任意の位置を掘起こし 又はコアを採取して測定する。面積 300㎡以下のものについては、出来形管 理表により検査を行う。	
6	1	9	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断 方向に8分割した任意の位置でコアを 採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、 施工延長200m以下のものは2箇所以上 とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、 6,000㎡を超えたときは3個とする、横断 方向に8分割した任意の位置でコアを 採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来 形管理表により検査を行う。	
6	1	9	9		側溝工 (プレキャストU型 側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	9	10		集水枘工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	9	11		縁石工 (縁石・アスカ ープ)	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	9		小型標識工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	9	12		区画線工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	10	3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	2	2	2		浚渫工	〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
6	2	3	2		浚渫工	〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
6	2	3	3		既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	3	3	4		場所打杭工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	3	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	3	3	6	1	函渠工 (本体工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	6	3	函渠工 (PC函渠)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	7		翼壁工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	8		水叩工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	4	3		根固めブロック工	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック豆板・欠の合否の判定 ① 豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ② ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
						〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	5		沈床工	〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	6		捨石工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	7	1	かご工 (じゃかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	3	4	7	2	かご工 (ふとんかご)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	3		側溝工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	4		集水樹工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	5		暗渠工	〃	〃	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長100m(又は125 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所 以上。	
6	3	5	6		樋門接続暗渠工	〃	〃	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長100m(又は125 m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所 以上。	
6	3	6	7		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階 段)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	6	3		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断) 防止柵) (車止めポスト)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	4	3	3		水門	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4		扉体、戸当り及 び開閉装置	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4	1	鋼桁製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4	2	鋼桁製作工 (仮組立による検 査を省略する場 合)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	5		検査路製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	6		鋼製伸縮継手製 作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	7		落橋防止装置製 作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	8		鋼製排水管製作 工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	9		プレビーム用桁製 作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	10		橋梁用防護柵製 作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	12	1	アンカーフレーム 製作工 (金属支承工)	〃	〃	2径間に1箇所以上	
6	5	3	12	2	アンカーフレーム 製作工 (大型ゴム支承 工)	〃	〃	2径間に1箇所以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	3	12	3	アンカーフレーム 製作工	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	13		仮設材製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	13		仮設材製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。測定ロッ トの20%以上。	
6	5	4	3		既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	4	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	4	5		オープンケーソン 基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
6	5	4	6		ニューマチックケ ーソン基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
6	5	4	7		矢板工〔指定仮 設・任意仮設は除 く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所 以上(施工延長200m以下のものは2箇 所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	5	4	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	4	15		取付擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	5	5	3		既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	5	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	5	5		オープンケーソン 基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	
6	5	5	6		ニューマチックケ ーソン基礎工	〃	〃	1基につき1回以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	5	7		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	5	5	8		堰本体工 水叩工 土砂吐工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
			9						
			10						
		5	11		取付擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				延長は検査員の指示により適宜実施。					
6	5	6	3		魚道本体工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	5	7	2		管理橋受台工	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施	
6	5	8	4		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	"	"	1工事あたり2箇所以上	
			5						
			6						
			7						
			8						
6	5	8	11		現場継手工	"	"	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの20%以上。	
6	5	9	2		橋梁現場塗装工	"	"	5径間以内は2径間につき1箇所、6径間以上は2所以上。	
6	5	8	11	1	支承工 (鋼製支承)	"	"	2径間に1箇所以上	
6	5	8	11	2	支承工 (ゴム支承)	"	"	2径間に1箇所以上	
6	5	11	2	1	橋梁付属物工 (伸縮装置工) ゴムジョイント	"	"	2径間に1箇所以上	
6	5	11	2	2	橋梁付属物工 (鋼製フィンガージョイント)	"	"	2径間に1箇所以上	
6	5	11	4	3	橋梁付属物工 (地覆工)	"	"	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間につき1箇所以上。	
6	5	11	5	4	橋梁付属物工 (橋梁用防護柵工) (橋梁用高欄工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	13	2	1	プレテンション桁 購入工 (けた橋)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	JIS製品(JISに準拠品含む)は不要。その 他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	2	2	プレテンション桁 購入工 (スラブ橋)	〃	〃	JIS製品(JISに準拠品含む)は不要。その 他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	3		ポストテンションT (I)桁製作工	〃	〃	1径間につき1箇所以上	
6	5	13	4		プレキャストセグメ ント製作工 (購入工)	〃	〃	JIS製品(JISに準拠品含む)は不要。その 他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	5		プレキャストセグメ ント桁組立工	〃	〃	1径間につき1箇所以上	
6	5	14	5		PCホロースラブ製 作工	〃	〃	1径間につき1箇所以上	
6	5	15	4		PC箱桁製作工	〃	〃	1径間につき1箇所以上	
6	5	13	7 8		架設工 (クレーン架設) (架設桁架設)	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	15	2		架設支保工 (固定)	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	9		床版・横組工	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	6	1	支承工 (鋼製支承)	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	6	2	支承工 (ゴム支承)	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	2	1	橋梁付属物工 (伸縮装置工) ゴムジョイント	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	2	2	橋梁付属物工 (鋼製フィンガー ジョイント)	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	4		橋梁付属物工 (地覆工)	〃	〃	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間 につき1箇所以上。	
6	5	16	5 6		橋梁付属物工 (橋梁用防護柵 工) (橋梁用高欄工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	6	3	3		既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	3	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構 造物は杭5本につき1本以上)	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	6	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	3	6		本体工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	6	3	7		燃料貯油槽工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	6	4	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	4	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	4	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	4	6		場所打擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	6	4	7		コンクリート床版工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	6	4	8		ブロック床版工	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック豆板・欠の合否の判定 ① 豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ② ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
						〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	6	4	9		現場打水路工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	6	5	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	5	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	5	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	5	6		本体工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	7	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	7	3	6	1	本体工 (床固め本体工)	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	6	2	本体工 (植石張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	3	6	3	本体工 (根固めブロック)	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。 施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	異形ブロック豆板・欠の合否の判定 ① 豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ② ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	7	3	7		取付擁壁工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	7	3	8	1	水叩工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	8	2	水叩工 (巨石張り)	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	8	3	水叩工 (根固めブロック)	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック豆板・欠の合否の判定 ①豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ②ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
								施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	7	4	4		本堤工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	5		垂直壁工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	6		側壁工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	7		水叩工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	5	3		コンクリート擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	7	5	4		ブロック積擁壁工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	5	5		石積み擁壁工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	5	6	1	山留擁壁基礎工	〃	〃	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					(現場打)				
				2	(プレキャスト)				

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	4	1	コンクリート舗装補修工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	2	コンクリート舗装補修工 (粒度調整路盤工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	3	コンクリート舗装補修工 (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	4	コンクリート舗装補修工 (アスファルト中間層)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	5	コンクリート舗装補修工 (コンクリート舗装版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	8	7	4	6	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	7	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	4	8	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	9	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	10	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	8	7	5	1	アスファルト舗装補修工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	2	アスファルト舗装補修工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	3	アスファルト舗装補修工 (上層路盤工) (セメント、石灰、 (セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	4	アスファルト舗装補修工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	5	5	アスファルト舗装補修工 (基層工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	6	アスファルト舗装補修工 (表層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	8	2	1	付属物復旧工 (ガードレール)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	8	8	2	2	付属物復旧工 (ガードケーブル)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	8	12	3	1	樹木・芝生管理工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	8	12	3	2	樹木・芝生管理工 (厚層基材吹付工)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。施工延長200m(測点25mの場合は250	
						〃	〃	(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	9	3	2		覆土工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	3	3	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
						〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
6	9	3	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	9	3	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	9	4	2	1	縁切工 (じゃかご工)	〃	〃	施工延長100m(測点25mの場合は125m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	4	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	4	2	3	縁切工 (コンクリートブロック張り)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	4	2	4	縁切工 (石張工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	4	3	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	9	4	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	9	5	3		石積み工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	5	4	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	9	5	4	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	5	4	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	6	4		路面切削工	〃	〃	幅及び厚さは、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	5		舗装打換え工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
						〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	6		オーバーレイ工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置でコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	7	1	排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	9	6	7	2	排水構造物修繕工 (集水柵工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	9	6	8		道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	9	7	3		付属物塗装工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
6	9	7	4		コンクリート面塗装工	〃	〃	検査員の指示により適宜 実施測定ロットの20%以上	

別表第3(第5条関係) 品質の検査(土木工事)

品質検査の実施基準

合否の判定：いずれの値も規格値を満足していれば合格とする。

社内規格値を設定している場合、社内規格値を外れたときには是正措置を行う必要がある。

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
		施工	製造	その他	〃	〃	〃	資料検査
			必須	〃	〃	〃	① 圧縮強度試験は、資料検査及び実地検査 ・実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 ② 注水検査は、次による。 ・石積工・ブロック積工・石張工・ブロック張工 500㎡に1箇所任意の位置で注水検査を行う。 (H=1.5m程度) 100㎡未満については、施工管理資料により検査を行うものとする。 ・コンクリート擁壁工 水平打継目を設けた場合には、擁壁の前面で打継目をはさんで深さ1m程度の注水検査を行う。なお、注水検査の検査ロットは、延長100mを1ロットとし、1ロット当たり1箇所とする。 ・砂防工 主ダム、副ダム、水叩き、側壁 (イ) 主ダム、副ダム、側壁の天端で1箇所、深さ1.5m程度の注水検査を行う。 (ロ) 主ダムに水平打継目を設けた場合には、打継目をはさんで深さ1m程度の注水検査を左右岸で各1箇所行う。 (ハ) 水叩きに、(水叩厚-10cm)深さで1箇所、注水検査を行う。 ・海岸堤防・護岸 直立堤で、水平打目を設けた場合には、擁壁の前面で打継目をはさんで深さ1m程度の注水検査を行う。 なお、注水検査の検査ロットは、延長100mを1ロットとし、1ロット当たり1箇所とする。 ③ 上記以外は、資料検査	
				その他	〃	〃	〃	資料検査
2	ガス圧接	試験施工前	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			試験施工後	〃	〃	〃	資料検査	
3	既製杭工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			必須	〃	〃	〃	資料検査	
		施工	その他	〃	〃	〃	資料検査	

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法
4	下層路盤	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 ブルーフローリングは、資料検査又は実地検査 「タイヤローラ等により確認」
			その他	〃	〃	〃	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査(平板載荷試験) ふるい分け試験は、資料検査
5	上層路盤	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。
			その他	〃	〃	〃	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査 (平板載荷試験) ふるい分け試験は、資料検査
6	アスファルト安定処理路盤			〃	〃	〃	アスファルト舗装に準じる。
7	セメント安定処理路盤	施工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。上記以外は、資料検査
			その他	〃	〃	〃	
8	アスファルト舗装	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		プラント	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		舗設現場	必須	〃	〃	〃	密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は、資料検査
			その他	〃	〃	〃	
9	転圧コンクリート	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		製造施工	その他	〃	〃	〃	資料検査
			必須	〃	〃	〃	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法
10	グースアスファルト舗装	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		プリント	必須	〃	〃	〃	資料検査
		舗現場設	必須	〃	〃	〃	資料検査
11	路床安定処理工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査または実地検査
		施工	必須	〃	〃	〃	現場密度は飽和度は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 ブルーフローリングは、資料検査または実地検査・タイヤローラ等により確認
		その他	〃	〃	〃	資料検査または実地検査	
12	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	〃	〃	〃	現場密度は飽和度は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 ブルーフローリングは、資料検査または実地検査・タイヤローラ等により確認
			その他	〃	〃	〃	資料検査または実地検査
13	固結工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
14	アンカー工			〃	〃	〃	資料検査
15	補強土壁工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
16	吹付工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		製造	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法
17	現場吹付法砕工	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		製造	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
18	河川・海岸土工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	資料検査または実地検査 ・現場密度試験(RI計器による方法可)試験基準頻 度に基づき実施する。
			その他	〃	〃	〃	資料検査
19	砂防土工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
20	道路土工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査または実地検査
		施工	必須	〃	〃	〃	現場密度の測定又は飽和度の測定は、資料検査ま たは実地検査 ・現場密度試験(RI計器による方法可)試験基準頻 度に基づき実施する。 ブルーフローリングは、資料検査または実地検査・ タイヤローラ等により確認
			その他	〃	〃	〃	資料検査または実地検査・現場CBR試験、平板載 荷試験
21	捨石工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
22	コンクリートダム	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
		製造	その他	〃	〃	〃	資料検査
			必須	〃	〃	〃	資料検査
		施工	その他	〃	〃	〃	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法	
23	覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査	
			その他			〃	資料検査	
		施工	製造	その他	〃	〃	〃	資料検査
			必須	〃	〃	〃	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
24	吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
		施工	製造	その他	〃	〃	〃	資料検査
			必須	〃	〃	〃	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
25	ロックボルト(NA材)	施工	その他	〃	〃	〃	資料検査	
			須必	〃	〃	〃	資料検査	
26	路上再生路盤工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			施工	必須	〃	〃	〃	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。300㎡以下は省略できる。上記以外は資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査		
27	路上表層再生工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			施工	必須	〃	〃	〃	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。300㎡以下は省略できる。上記以外は資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査		
28	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
		プラント	必須	〃	〃	〃	資料検査	
			その他	〃	〃	〃	資料検査	
		舗設現場	必須	〃	〃	〃	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。300㎡以下は省略できる。上記以外は資料検査	

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法
29	簡易舗装工	材料	必須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			施工	必須	〃	〃	〃
		施工	その他	〃	〃	〃	実地検査
30	プラント再生舗装工	プラント	必須	〃	〃	〃	資料検査
			施工	必須	〃	〃	〃
		舗設現場	必須	〃	〃	〃	密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は、資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
31	ガス切断工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
			施工	必須	〃	〃	〃
32	溶接工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
			施工	必須	〃	〃	〃
33	工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	〃	〃	〃	・鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて ・低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について による
34	公園植栽客土	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
35	公園植栽高木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
36	公園植栽中低木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
37	公園植栽特殊樹木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
38	公園植栽地被類	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
39	公園植栽木材	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
40	公園遊戯施設整備工	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
41	公園サービス施設整備工	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
42	公園グラウンド・コート整備たつき粘土	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
43	公園グラウンド・コート整備土舗装材	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
44	公園グラウンド・コート整備クレー舗装材	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	その他	〃	〃	〃	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検 査 方 法
45	公園アンツーカー舗装	材料	その他	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
		施工	その他	〃	〃	〃	資料検査
46	公園舗装用石材、積・ 張用石材	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
47	火山砂利	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
		施工	その他	〃	〃	〃	資料検査
48	港湾地盤改良	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
49	港湾マット	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
50	港湾控工	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
51	港湾附属工	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
52	電気防食	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査
53	汚濁防止膜工	材料	その他	〃	〃	〃	資料検査

別表第2(第4条関係) 出来形の検査(農林土木工事)

出来形検査の実施基準

1 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、農林土木工事施工管理基準の測定基準に記された頻度の20～40%の範囲で設定したものである。よって、検査頻度は、現地状況・工事規模等を勘案して、監督員による段階確認及び検査員による検査が下表に示す検査頻度に達していることを原則とする。

ただし、農林土木工事共通仕様書 1-1-22 (監督員による検査(確認を含む)及び立会い等) 第7項により、臨場を机上とすることができる。

2 検査方法について

1) 可視部分： 可視部分については、出来形管理図表及び写真等により資料検査のうえ、下表に示す検査頻度で実地検査を行うことを原則とする。施工延長とは、施工延べ延長をいう。

2) 不可視部分： 不可視部分については、段階確認対象工程においては、監督員が行った段階確認資料を確認のうえ、出来形管理図表、写真等により検査を行うものとする。
なお、出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

3 合否の判定

いずれの値も規格値を満足していれば合格とする。

なお社内規格値を設定している場合、社内規格値を外れたときには是正措置を行う必要がある。

第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
1	2	3	2		掘削工(切土工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	3		盛土工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	4		盛土補強工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	5		法面整形工 (盛土工)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	6		堤防天端工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	4	2		掘削工(切土工)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
1	2	4	5		法面整形工(切 土工)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
1	3	7	4		組立て	〃	〃	d=D/(n-1) D:本間の長さ n:10 本程度とする φ:鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット 当たりに対して各面で1箇所以上測定 する。 最小かぶり、コンクリート標準示方書 に(設計編:標準7編2章2.1)参照	

第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	1	3	4		矢板工〔指定仮設・ 任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管 理基準の測定項目 と同じ	共通仕様書施 工管理基準の 規格値と同じ	基準高は、施工延長 100m につき 1 箇 所以上、(施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上)。 変位は延長 50m に 1 箇所以上	
3	1	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	1	3	6		小型標識工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	1	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止 柵) (車止めポスト)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
	1	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。 延長、取付高さは、検査員の指示によ り適宜実施	
3	1	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	1	3	9		区画線工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	
3	1	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	1	3	11		コンクリート面塗装工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施 測定ロット20%以上	
3	1	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	〃	〃	JIS 製品(JIS に準拠品を含む)は不要。 その他は、1 径間につき1 箇所以上。	
3	1	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	〃	〃	JIS 製品(JIS に準拠品を含む)は不要。 その他は、1 径間につき1 箇所以上。	
3	1	3	13		ポストテンション桁製作工	〃	〃	1 径間につき1 箇所以上。	
3	1	3	14		プレキャストセグメント製作工(購入工)	〃	〃	JIS 製品(JIS に準拠品を含む)は不要。 その他は、1 径間につき1 箇所以上。	
3	1	3	15		PC ホロースラブ製作工 RC 場所打ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工	〃	〃	1 径間につき1 箇所以上。	
3	1	3	16		PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工	〃	〃	2 径間に1 箇所以上。	
3	1	3	18	1	伸縮装置 (ゴムジョイント)	〃	〃	2 径間に1 箇所以上。	
3	1	3	18	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	〃	〃	2 径間に1 箇所以上。	
3	1	3	19	1	多自然型護岸工 (巨石積み) (巨石張り)	〃	〃	施工延長 100m(測点 25m の場合は125m)につき1 箇所以上、延長 200m(又は250m)以下のものは、1 施工箇所につき2 箇所以上。	
3	1	3	19	2	多自然型護岸工 (かごマット)	〃	〃	施工延長 100m(測点 25m の場合は125m)につき1 箇所以上、延長 200m(又は250m)以下のものは、1 施工箇所につき2 箇所以上。	
3	1	3	20		プレキャストカルバート工(プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	〃	〃	1 施工箇所毎に2 箇所以上。	延長は検査員の指示により適宜実施。
						〃	〃		
3	1	3	21		側溝工 (プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝、函渠、現場打水路工、暗渠工)	〃	〃	施工延長 100m につき1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき2 箇所以上。 ただし、全延長が 1,000m を超えるときは、10 箇所以上	延長は検査員の指示により適宜実施
3	1	3	22		集水榭工	〃	〃	出来形の検測は施工箇所数の 20%～40%	
3	1	3	23		現場塗装工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの 20%以上。	
3	1	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (ぐり石基礎工) (均しコンクリート基礎)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は250m)につき1 箇所以上、延長 200m(又は250m)以下のものは、1 施工箇所につき2 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	1	4	3		基礎工(護岸) (現場打) (プレキャスト)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	4	4		既設杭打 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H 鋼杭)	〃	〃	1 基又は 1 目地間当り 1 回以上(重要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
3	1	4	5		場所打杭工	〃	〃	1 基又は 1 目地間当り 1 回以上(重要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
3	1	4	6		深礎工	〃	〃	1 基又は 1 目地間当り 1 回以上(重要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
3	1	4	7		オープンケーソン基礎工	〃	〃	1 基につき 1 回以上	
3	1	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	〃	〃	1 基につき 1 回以上	
3	1	4	9		鋼管矢板基礎工	〃	〃	1 基につき 1 回以上	
3	1	4	10		木杭工	〃	〃	1 基又は 1 目地間当り 1 回以上(重要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
3	1	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
		4		(コンクリートブロック張)					
		5		緑化ブロック工 石積(張)工					
3	1	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	(バイプライン等舗装復旧工事)但し全面復旧は除く幅は施工延長 500m ごとに 1 箇所以上、施工延長 500m 以下のものは 2 箇所以上とし、厚さは 6,000 m ² を越えたときは 3 個とする。 又、小規模の場合は検査員の指示により適宜。	運用

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	(パイプライン等舗装復旧工事)但し全面復旧は除く幅は施工延長 500m ごとに 1 箇所以上、施工延長 500m 以下のものは 2 箇所以上とし、厚さは 6,000 m ² を越えたときは 3 個とする。 又、小規模の場合は検査員の指示により適宜。	運用
3	1	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コアーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	1	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	〃	〃	(パイプライン等舗装復旧工事)但し全面復旧は除く幅は施工延長 500m ごとに 1 箇所以上、施工延長 500m 以下のものは 2 箇所以上とし、厚さは 6,000 m ² を越えたときは 3 個とする。 又、小規模の場合は検査員の指示により適宜。	運用

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	6	8	1	半たわみ性舗装 (下層路盤工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	基準高、幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コー採取について ・橋面舗装でコーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコーを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘り起こし又コアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を越えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	〃	〃	基準高、幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青) 瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ³ までは 2 個とし、6,000 m ³ を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	1	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置でコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	〃	〃	基準高、幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰 (セメント・瀝青)安定処理工	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こし又コアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。
3	1	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	1	6	15		路面切削工	〃	〃	幅及び厚さは、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	7	2		路床安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	7	3		置換工	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	7	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	〃	〃	施工延長 50m につき、1 測点当り 5 点以上測定する。	
3	1			〃		〃	(W)(L)は施工延長 200m につき 1 箇所、施工延長 400m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所以上。(L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
3	1	7	5		パイルネット工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 回測定する。杭については、当該杭の項目に準じる。	
3	1	7	6		サンドマット工	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	7	7		バーチカルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	〃	〃	1,000 m ² につき 1 箇所以上、1,000 m ² 未滿は 2 箇所測定。	
			8			〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌工) (消石灰パイル工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	10	5	1	土留・仮締切工 (H 鋼杭) (鋼矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上。偏位は施工延長 100m(測点 25m の場合は 125m)に 1 箇所。(任意仮設は除く)	
3	1	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張工)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
3	1	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	〃	〃	施工延長 250m につき 1 箇所(任意仮設は除く)。	
3	1	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	〃	〃	施工延長 250m につき 1 箇所(任意仮設は除く)。	
3	1	10	8		連続地中壁工 (壁式)	〃	〃	基準高は、施工延長 200m ごとに、変位は施工延長 100m ごとに測定する。	
3	1	10	9		連続地中壁工 (柱列式)	〃	〃	基準高は、施工延長 200m ごとに、変位は施工延長 100m ごとに測定する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	1	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施 工管理基準の規 格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	1	2	鍛造費 (大型ゴム支承工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	1	3	仮設材製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	1	4	刃口金物製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	3	1	桁製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	3	2	鋼桁製作工 (仮組立による検 査を省略する場 合)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	4		検査路製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	5		鋼製伸縮継手製作 工			検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	6		落橋防止装置製作 工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	7		橋梁用防護柵製作 工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	8		アンカーフレーム 製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	9		プレビーム桁製作 工	〃	〃	1 径間につき 1 箇所以上。	
3	1	12	10		鋼製排水管製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	12	11		工場塗装工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。 測定ロットの 20%以上	
3	1	13			架設工 (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工(固定) 架設支保工(移動) 架 設 桁 架 設 (片持架設) 架 設 桁 架 設 (押し出架設)	〃	〃	2 径間に 1 箇所以上。	
3	1	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 箇所につ き 2 箇所以上。	
						〃	〃	1 施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
3	1	14	2	1	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施 工管理基準の規 格値と同じ	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡ 未満は2箇所をせん孔により測定。	
						〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は 250m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
3	1	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡ 未満は2箇所をせん孔により測定。	
						〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は 250m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1施工箇 所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
3	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は 250m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1施工箇 所につき2箇所以上。	
						〃	〃	枠延べ延長500mにつき1箇所以 上、枠延べ延長500m以下のものは、 1施工箇所につき2箇所。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
3	1	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は 250m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。	
3	1	14	6		アンカー工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
3	1	15	1		場所打擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、 延長200m以下のものは、1施工箇所 につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実 施。	
3	1	15	2		プレキャスト擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、 延長200m以下のものは、1施工箇所 につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実 施。	
3	1	15	3		補強土壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、 延長200m以下のものは、1施工箇所 につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実 施。	
3	1	15	4		井桁ブロック工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、 延長200m以下のものは、1施工箇所 につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実 施。	
3	1	16	2		床版工	〃	〃	2径間につき1箇所以上	
3	1	19			土水路	〃	〃	基準高、幅、高さについては施工延 長おおむね500～600mにつき1箇 所以上測定する。	

第4編 農地編

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
4	1	3	1	1	ほ場整備工 整地面積	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施 工管理基準の規 格値と同じ	1ha 当り 1 耕区以上測定。 1ha 以下のものは 2 耕区以上。	
4	1	3	1	2	表土扱い	〃	〃	1ha 当り 1 耕区以上を採取し 1 箇所 3 点以上測定。 1ha 以下のものは 2 耕区以上。	
4	1	3	1	3	基盤造成 表土整地	〃	〃	1ha 当り 1 耕区以上を採取し 1 箇所 3 点以上測定。 1ha 以下のものは 2 耕区以上。	
4	1	3	1	4	畦畔復旧	〃	〃	1ha 当り 1 耕区以上測定。 1ha 以下のものは 2 耕区以上。	
4	1	3	4	1	暗渠排水工 吸水渠	〃	〃	1ha 当り 1 箇所以上測定。 1ha 以下のものは 2 箇所以上。	
4	1	3	4	2	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	〃	〃	200m につき 1 箇所以上測定。 200m 以下のものは、2 箇所以上。	
4	1	5	1		畑地かんがい施設工 スプリンクラー	〃	〃	1ha 当り 1 箇所以上測定。 1ha 以下のものは 2 箇所以上。	
4	1	7	11	1	道路工 (砂利道)	〃	〃	200m につき 1 箇所以上測定。 200m 以下のものは、2 箇所以上。	
4	1	7	11	2	砂利舗装工	〃	〃	500m 当り 1 箇所以上測定。500m 以 下のものは 2 箇所以上。	
4	2	3	2	1	テラス (階段畑)	〃	〃	300m 当り 1 箇所以上測定。300m 以 下のものは 2 箇所以上。	
4	2	3	2	2	改良山成	〃	〃	1ha 当り 1 箇所以上測定。 1ha 以下のものは 2 箇所以上。	
4	2	5	1	1	畑面積 (造成面積)	〃	〃	1ha 当り 1 区画の割で測定。1ha 以内 のものは 2 区画とする。	
4	2	5	1	2	耕起深耕	〃	〃	1ha 当り 1 区画を採取し 1 箇所 3 点以 上測定。1ha 以内のものは 2 区画とす る。	
4	2	5	1	3	土壌改良	〃	〃	2ha 当り 1 箇所測定。 2ha 以下のものは 2 箇所以上。	
4	2	6			道路工 (耕作道)	〃	〃	300m 当り 1 箇所以上測定。300m 以 下のものは 2 箇所以上。	
4	3	6	2	3	現場打ち開渠工 プレキャスト開渠工 (鉄筋コンクリート 大型フリューム) (鉄筋コンクリートL 型水路) (組立水路)	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、 延長 200m 以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実 施。	
4	3	6	2		コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、 延長 200m 以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実 施。	
4	3	6	3	1	ブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵 渠	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、 延長 200m 以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。 延長、中心線のズレは検査員の指示 により適宜実施。	
4	3	6	3	2	ライニング水路連 節ブロック コンクリートマット	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、 延長 200m 以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実 施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
4	4	5	1		管体基礎工 (砂基礎等)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施 工管理基準の規 格値と同じ	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。 ただし、全延長が2,000mを越えるとき は、10 箇所以上	
4	4	6	1		管水路 (硬質塩化ビニール管)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。 ただし、全延長が2,000mを越えるとき は、10 箇所以上 中心線のズレについては適宜測定す る。	
4	4	6	2 3		管水路 (遠心力鉄筋コンク リート管)RC 管 (ダクタイル鉄管) (強化プラスチック 複合管)	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。 ただし、全延長が2,000mを越えるとき は、10 箇所以上 中心線のズレについては適宜測定す る。	
4	8	3	10		堤体盛土工	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、 延長 200m 以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上 延長は 1 施工箇所毎	
4	8	6	2 3	1	樋管工	〃	〃	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズ レについては施工延長 10mにつき1 箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1 本毎に 測定する。 箇所単位のものについては適宜構造 図の寸法表示箇所を測定する。	
4	8	6	1	2	水路トンネル	〃	〃	幅、間隔については適宜測定する。 基準高、幅、高さについては施工延 長おおむね 100～200mにつき1箇所 以上測定する。 ただし、施工延長 100m未満は2箇所 測定する。 巻厚、中心線のズレについては適宜 測定する。	

第5編 治山編

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
5	1	3	3		コンクリート治山ダム本體工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	3	4		側壁工(コンクリート)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	3	6		水叩工(コンクリート)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定 厚さは目地及びその中間点で測定。	
5	1	4	2		工場製作工 (鋼製類ダム製作工 (仮組立時))	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	1	4	5		鋼製枠ダム本體工 (中詰め型)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	4	7		鋼製スリットダム本體工(透過型)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	4	8		側壁工(鋼製)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	5	3		木製治山ダム工			設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	5	3		流路工(木製)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	6	4		護岸工(コンクリート)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	8	1		水制工	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	1	9	1		流路工(コンクリート 三面張り)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	4	1		のり切工	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	5	4		土留工(石積)(コンクリートブロック積)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	5	5		土留工(丸太積)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	5	7		土留工(鋼製枠)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	5	8		土留工(鉄線かご)	〃	〃	設計図書に表示箇所の20%以上測定。	
5	2	7	2 3		水路工(コンクリート) (練張及び空張)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	7	4 7		水路工(コルゲート フリューム等)(金網 及びコンクリート二次製品)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	7	5 6		水路工(張芝)(土の う等緑化二次製品)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	7			水路工(木製)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	8	4		暗きょ工(硬質塩ビ 管類)	〃 〃	〃 〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、延長 100m 以下のものは 2 箇所以上。 施工は検査員の指示により適宜実施	
5	2	9			のり枠工(丸太)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	9			簡易のり枠工			1000m ² につき 1 箇所以上、1000m ² 未満は 2 箇所以上。	
5	2	10	2		特殊モルタル吹付工	〃	〃	1000m ² につき 1 箇所以上、1000m ² 未満は 2 箇所以上。	
5	2	11	2		柵工(丸太)			施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	2	11	3		柵工(ネット類)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。 施工は検査員の指示により適宜実施	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
5	2	12	2		階段切付工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m につき 1 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実施	
5	2	12	3 4 5		筋工(石)(丸太) (その他緑化二次製品)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実施	
5	2	13	2 3		伏工(むしろ)(緑化二次製品)	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	2	16	5		落石防護土留工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	
5	2	16	6		固定工(ロープ伏工)	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	3	3	1		防潮堤(波返し工)	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上測定、200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	3	3	1		防潮堤(直立堤)	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上測定、200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	3	3	1		防潮堤(被波工) コンクリート アスファルト	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上測定、200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	3	3	2		根固工	〃	〃	ブロック 100 個に 1 個以上。基準高、延長は施工延長 200m につき 1 箇所、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	3	4	1		堆砂工(堆砂垣)	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	3	4	2		盛土工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	
5	3	4	2		客土工	〃	〃	施工延長 200m(測点間隔 25m の場合は 250m)につき 1 箇所。延長 200m(又は 250m)以下のものは、2 箇所。	
5	3	5	2		防風工	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	3	5	4		静砂工(静砂垣)	〃	〃	検査員の指示により適宜。	
5	3	5	5		植栽工(大苗木)	〃	〃	共通仕様書施工管理頻度の 20%~40%	
5	3	5	5		植栽工(中苗木) (小苗木)	〃	〃	共通仕様書施工管理頻度の 20%~40%	
5	3	5	5		植栽工(地被類)	〃	〃	共通仕様書施工管理頻度の 20%~40%	
5	4	3	4		植栽	〃	〃	共通仕様書施工管理頻度の 20%~40%	
5	4	4	4		本数調整伐、受光伐、除伐	〃	〃	50ha 未満 2 箇所、50ha 以上は 30ha 増す毎に 1 箇所。	
5	4	4	5		枝落とし	〃	〃	50ha 未満 2 箇所、50ha 以上は 30ha 増すごとに 1 箇所。	
5	4	5	1		歩道作設	〃	〃	施工延長 250m につき 1 箇所以上測定、延長 250m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	4	5	1		階段工(丸太)	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	5	1			木製ブロック積工	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上測定、延長 200m 以下のものは 2 箇所以上。	
5	5	1			木製路面排水工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	

第6編 河川編

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
6	1	5	4		護岸付属物工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
6	1	5	13	1	羽口工 (じゃかご)	〃	〃	施工延長 100m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	1	5	13	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)			施工延長 100m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。 延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	7	3		根固めブロック工	〃	〃	ブロック個数 100 個につき 1 個以上。	異形ブロック豆板・欠の合否判定 ①豆板の面積が 10×10 cm以内、深さが 5 cm以内であること。 ②ブロックの据付操作中の「欠」が最大径 10 cm、深さが 5 cm以内で、その数はブロック 1個に 1箇所以内とすること。
						〃	〃	施工延長 200mにつき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	1	7	5		沈床工	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	1	7	6		捨石工	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	1	8	8		杭出し水制工	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	2	3	6	1	函渠工 (本体工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	2	3	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	〃	〃	施工延長 100mにつき1箇所以上、延長 200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	2	3	7 8		翼壁工 水叩工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	2	6	7		階段工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	4	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	4	4	13 14		閘門工 土砂吐工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	4	5	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	4	6	3		魚道本体工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	4	7	2		管理橋橋台工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	6		本体工	〃	〃	設計図書表示箇所の 20%以上	
6	5	3	7		燃料貯油槽工	〃	〃	設計図書表示箇所の 20%以上	
6	5	4	7		コンクリート床版工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	6	3	6		本体工 (床固め本体工)	〃	〃	設計図書表示箇所の 20%以上	
6	6	3	8		水叩工	〃	〃	設計図書表示箇所の 20%以上	
6	6	4	6		側壁工	〃	〃	設計図書表示箇所の 20%以上	

第 7 編 地すべり編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	5	4		明暗渠工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 100m(測点 25m の場合は 125m)につき 1 箇所以上、延長 100m (又は 125m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
7	1	6	4 5		集排水ボーリング工 集水井工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
7	1	8	6		合成杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	

第 8 編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	1			道路工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m(又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
8	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	〃	〃	施工延長 25m スパンにつき 1 箇所。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	3	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。 測定ロットの 20%以上	
8	1	8	6		現場打函渠工	〃	〃	1 施工箇所毎に 2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	10	4		落石防止網工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	10	5		落石防護柵工	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	10	6		防雪柵工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 100m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	10	7		雪崩予防柵工	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	11	4		遮音壁基礎工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	1	11	5		遮音壁本体工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	2	4		1	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	2	4		2	歩道舗装工 路肩舗装工 取合舗装工	〃	〃	幅は施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	〃	〃	施工延長 100m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 箇所につき 2 箇所以上。	
8	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	2	9	4	1 2	大型標識工 (標識基礎工) (標識柱工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	3	3		鋼製橋脚製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	8		橋台躯体工	〃	〃	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき 1 基以上。	
8	3	5	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	〃	〃	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき 1 基に付 1 回以上。	
8	3	5	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	〃	〃	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき 1 基以上。	
8	3	6	9	1	橋脚フーチング工 (I 型・T 型)	〃	〃	同種構造物につき 1 基以上。	
8	3	6	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	〃	〃	同種構造物につき 1 基以上。	
8	3	6	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	〃	〃	同種構造物につき 1 基以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	3	6	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
8	3	6	10	2	橋脚架設工 (門型)	〃	〃	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
8	3	6	11		現場継手工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	4	3	9		橋梁用高欄製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	4	4	10	1	支承工 (鋼製支承)	〃	〃	2径間に1箇所以上。	
8	4	4	10	2	支承工 (ゴム支承)	〃	〃	2径間に1箇所以上。	
8	4	7	3		落橋防止装置設置工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	4	7	5		地覆工	〃	〃	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間につき1箇所以上。	
8	4	7	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	4	7	8		検査路工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8	5	5	2		プレビーム桁製作工(現場)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
8					林道工 土工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
8					路盤工 上置(砂利) 下置(砂利)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
8					コンクリート路面工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m)以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	

第9編 公園編

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
9	1	4	2		表土掘削	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	3	1	開渠排水	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	3	2	暗渠排水	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	4		普通耕 深耕 混層耕 心土破碎	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	1	5	5		土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	1	5	6		盛土(流用盛土) 盛土(発生盛土) 盛土(採取表土) 盛土(購入標土)	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	7	1	押さえコンクリート	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	7	2	人工地盤排水層	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	5	7	3	フィルター 防根シート	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
9	1	5	7	4	立排水浸透柵	〃	〃	出来形の検測は施工箇所数の 20%~40%	
9	1	6	3		法面ネット工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	1	6	6		編柵工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
9	1	8	8	1	崩れ積	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めの厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
9	1	8	8	13	石積高さ調整	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	1	8	9		土留め工	〃	〃	施工延長 200m(測点 50m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	2	3	10	1	防風ネット	〃	〃	施工延長 200m(測点 25m の場合は 250m)につき 1 箇所以上、延長 200m (又は 250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	2	3	10	2	養生柵	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工種	検査項目	規格値	検査頻度	備考
9	2	3	11		埋込型樹名板	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
9	2	3	12		根囲い保護工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	4	8		桁高さ調整 マンホール高さ調整	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	6	3	1 2 3 4 5 6	ハンドホール ハンドホール高さ調整 引込柱 分電盤 分電盤高さ調整 照明灯基礎	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	6	6	1 2 3	電線管 電線 埋設シート	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	7	8 9 10 11 12 13		アスファルト系舗装工 コンクリート系舗装工 土系舗装工 レンガ・タイル系舗装工 木系舗装工 樹脂系舗装工	〃	〃	基準高、幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘り起こして測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
9	3	7	14	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	砂利舗装 砕石舗装 平石張舗装 ごろた石張舗装 玉石張舗装 野面平石張舗装 修景割板石張 修景切板石張 割板石張舗装 小舗石張舗装 切板石張舗装 延段	〃	〃	幅は、施工延長 200m ごとに 1 箇所以上、施工延長 200m 以下のものは 2 箇所以上とする。厚さは 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を越えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積 300 m ² 以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
9	3	10	3 4 5 6 7 8		時計台工 水飲み場工 ベンチ・テーブル工 野外炉工 炊事場工 サイン施設工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	11	6		柵工	〃	〃	施工延長 200m につき 1 箇所以上、延長 200m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
9	3	11	7		車止め工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
9	3	12	3	1	四阿基礎	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	

第10編 電気通信設備・施設機械編 第2章 施設機械工事

施設機械工事等施工管理基準(農水省)の「施設機械工事等検査技術基準(標準例)」により適宜実施

別表第3(第5条関係) 品質の検査(農林土木工事)

品質検査の実施基準

合否の判定：いずれの値も規格値を満足していれば合格とする。

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
1 セメント コンクリート (転圧 コンクリート・ コンクリートダム・ 覆工コンクリート・ 吹付けコンクリート 除く)	材	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査
	料	その他	〃	〃	〃	資料検査
	施	必須	〃	〃	〃	①圧縮強度試験は、資料検査および実地検査は、レディーミクストコンクリート取扱い基準による。 ②注水検査は次による。 ・石積工・ブロック積工・石張工・ブロック張工 500㎡に1箇所任意の位置で注水検査を行う。 (H=1.5m程度) 100㎡未満については、施工管理資料により検査を行うものとする。 ・コンクリート擁壁 水平打継目を設けた場合には、擁壁の前面で打継目をはさんで深さ1m程度の注水検査を行う。なお、注水検査の検査ロットは延長100mを1ロットとし、1ロット当たり1箇所とする。 ・コンクリート治山ダム 主ダム、副ダム、水叩き、側壁 イ) 主ダム、副ダム、側壁の天端で1箇所1.5m程度の注水検査を行う。 ロ) 水平打継目を設けた場合は打継目をはさんで打継目数の1/2程度の注水検査又はコアーを採取して打継処理の確認を行う。 ハ) 水叩きに、(水叩厚-10cm)深さで1箇所、注水検査を行う。 ニ) なお、注水検査のロットは、延長100mを1ロットとし、1ロット当たり1箇所とする。 ・海岸堤防・護岸 直立堤で水平打継目を設けた場合には、上記コンクリート擁壁工に同じ。 ③上記以外は、資料検査
	工	その他	〃	〃	〃	資料検査
2 ガス 圧接	施工前試験	必須	〃	〃	〃	資料検査
	施工後試験	必須	〃	〃	〃	資料検査
3 既製杭工	施	必須	〃	〃	〃	資料検査
	工	その他	〃	〃	〃	資料検査

工種	別種	分区	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
4 下 層 路 盤 工	材 料	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施 工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を超えたときは 3 個とする。 300 m ² 以下は省略できる。 ブルーフローリングは、資料検査又は実地検査「タイヤローラ等で確認」
		その他	〃	〃	〃	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査 ふるい分試験は資料検査
5 上 層 路 盤 工	材 料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施 工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を超えたときは 3 個とする。 300 m ² 以下は省略できる。
		その他	〃	〃	〃	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査 ふるい分試験は資料検査
6 ア ス フ ア ル ト 安 定 処 理 路 盤		〃	〃	〃	アファルト舗装に準ずる。	
7 セ メ ン ト 安 定 処 理 路 盤	施 工	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は 6,000 m ² までは 2 個とし、6,000 m ² を超えたときは 3 個とする。 300 m ² 以下は省略できる。 上記以外は資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法	
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査	
		その他	〃	〃	〃	資料検査	
	プラ ン ト	必須	〃	〃	〃	資料検査	
		その他	〃	〃	〃	資料検査	
	舗 装 現 場	必須	〃	〃	〃	締固め密度の測定は、6,000 m ² までは2個とし、6,000 m ² を超えたときは3個とする。300 m ² 以下は省略できる。上記以外は資料検査	
		その他	〃	〃	〃	資料検査	
	9 転 圧 コ ン ク リ ー ト	材 料	必須	〃	〃	〃	資料検査
			その他	〃	〃	〃	資料検査
施 工		必須	〃	〃	〃	資料検査	
		その他	〃	〃	〃	資料検査	
10 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
		その他	〃	〃	〃	資料検査	
	プラ ン ト	必須	〃	〃	〃	資料検査	
	現 場 舗 装	必須	〃	〃	〃	資料検査	
11 路 床 安 定 処 理 工	材 料	必須	〃	〃	〃	資料検査	
		必須	〃	〃	〃	現場密度又は飽和度は、6,000 m ² までは2個とし、6,000 m ² を超えたときは3個とする。300 m ² 以下は省略できる。ブルーローリングは、資料検査又は実地検査「タイヤローラー等により確認」	
	施 工	その他	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査	

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	現場密度又は飽和度は、6,000 m ³ までは2個とし、6,000 m ³ を超えたときは3個とする。300 m ³ 以下は省略できる。プルーフローリングは、資料検査又は実地検査「タイヤローラー等により確認」
		その他	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査
13 固結工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
14 アンカー工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
15 補強土壁工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
16 吹付工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	製造	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
17 現場吹付法枠工	材料	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査
		その他				資料検査
	製造	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
18 水路工（インバート下の盛土） 及び堤防工	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
19 水路工（管水路）	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
20 特殊吹付工	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
21	施工	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査又は実地検査
22	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査 現場密度試験(RI計器による方法可) 試験基準頻度に基づき実施する。
23	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	現場密度試験の測定又は飽和度の測定は、資料検査又は実地検査 現場密度試験(RI計器による方法可)試験基準頻度に基づき実施する。 ブルーフローリングは、資料検査又は実地検査「タイヤローラー等により確認」
		その他	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査 現場 CBR 試験、平板載荷試験
24	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
	施工	必須	〃	〃	〃	密度は、6,000 m ² までは2個とし、6,000 m ² を超えるときは3個とする。 300 m ² 以下は省略できる。 上記以外は資料検査。
		その他	〃	〃	〃	資料検査
25	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査又は実地検査

工種	種別	区分	検査項目	試験方法	規格値	検査方法
26 ガス切断工	施工	必須	共通仕様書施工管理基準の試験項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の試験方法と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
27 溶接工	施工	その他	〃	〃	〃	資料検査
		その他	〃	〃	〃	資料検査
28 客土	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
29 高木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
30 中低木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
31 特殊樹木	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
32 地覆類	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査
33 木材	材料	必須	〃	〃	〃	資料検査

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

【建築工事、設備工事】

項目	関係書類	内容
(1) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、その他	適正な施工体制の確保状況
(2) 契約書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、その他	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
(3) 工程管理	工程表、工事工程月報、その他	工程管理状況
(4) 安全管理	施工計画書、安全活動の記録、仮設設備点検表、重機等点検記録、その他	安全管理体制、安全設備及び点検、安全活動、関係法令の遵守状況
(5) 工事施工状況	施工計画書、工事記録簿、工事写真、その他	施工方法、施工管理、緊急時の対応、現場管理状況

別表第2(第4条関係)

出来形の検査

【建築工事】

建築工事	検査内容	検査方法
	基準高、長さ、形状、個数、径、断面寸法、厚さ、勾配、延長、膜厚、塗布量、範囲、幅、位置、ピッチ	施工計画書、施工記録、納品書、伝票、出荷証明、ミルシート、工事写真、目視及び実測等により確認

【設備工事】

設備工事	検査内容	検査方法
	形状、管径、勾配、個数等	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3(第5条関係)

品質の検査

【建築工事】【設備工事】

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査